

京都市告示第205号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和8年6月30日

京都市長 松井 孝治

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
中村 敏之	中村指圧	東山区清閑寺池田町3番地	令和8年5月22日
奥 雅樹	おく整骨院	南区東九条南烏丸町35-6	令和8年5月13日
河野 都紀子	フレミル訪問マッサージ	南区東九条西山町19番地 ベルクローチェ京都 s t a 603	令和8年5月13日
河見 翔輝	石山東洋鍼灸・整骨院	滋賀県大津市松原町4-8 リバーサイド桂1F T101	令和8年4月27日

(保健福祉局福祉のまちづくり推進室)